

※本細則の資格更新の方については、2020年6月22日以降の新規資格取得者および資格更新者に適用されます。それ以前の資格取得者および更新者におかれましては、以前の方法（10回の指導実施報告書の提出または3時間の更新講習の受講）で更新することも可能です。

指導者資格更新に関する細則

(2021年3月23日制定)

1. 指導者養成講習会修了者のうち未登録者の指導者登録申請基準

1) 指導者養成講習会修了者のうち、NPO法人バルシューレジャパン（以下はバルシューレジャパンとする）が指定した期限までに指導者登録をしていない者について、次の条件を全て満たす者には指導者登録を認める。

①指導者養成講習会修了年度より2年以内の者であること

②指導者として積極的に活動し、バルシューレの普及・振興に貢献できる者であること

2) 前項に含まれない事例が発生した場合は、バルシューレジャパンの理事会において審査し決定する。

2. 更新講習の目的及び基準

1) 指導者資格の更新は、所定のリフレッシュポイントを獲得しなければならない。

2) 更新講習は最新の知識や情報等を獲得し、指導現場で活用できるようにすることおよび指導者同士の情報交換、ネットワーク作りなど相互交流を図ることを目的にバルシューレジャパンが開催する。

3) 1回の更新講習の時間数は、1.5時間以上とする（休憩時間等は含まない）。

4) 更新講習は、その目的に添った内容で、理論講習（講義や研究協議等実技を含まないもの）、または実技講習（バルシューレ実技や指導法演習等）で実施する。

5) 更新講習は、集合形式またバルシューレジャパンが認めたオンライン形式で実施する。

3. リフレッシュポイント

1) 更新講習を受講することでリフレッシュポイントが付与される。

2) 1.5時間の更新講習の受講によって1ポイントが付与される。

3) 1回の講習で付与できるポイントは3ポイントを上限とする。

4) バルシューレ指導者養成講習会および更新講習の講師を担当することによっても1.5時間当たり1ポイントが付与される。ただし、1日の講習で付与できるポイントは3ポイントを上限とする。

5) リフレッシュポイントは、資格の更新に伴いリセットされ、0ポイントとなる。

4. 更新に必要なポイント数

更新のためには、指導者登録3年目の年度末に以下のポイントが必要となる。ただし、このうち1ポイント以上は実技講習を含むものとする。

1) バルシューレジャパン S級指導者：9ポイント

2) バルシューレジャパン A級指導者：7ポイント

- 3) バルシューレジャパン B 級指導者：5 ポイント
- 4) バルシューレジャパン C 級指導者：3 ポイント

5. 指導者資格の失効

次の場合に指導者資格が取り消される。

- 1) バルシューレジャパンより登録抹消の懲罰が科されたとき。
- 2) 登録手続きおよび登録料の納付が行われていないとき。
- 3) 更新の際に必要なリフレッシュポイントを獲得していなかったとき。
- 4) 本人または代理人から資格返上の手続きがあったとき。

6. 指導者資格の復活

「5. 指導者資格の失効」に該当し、指導者資格が取り消された場合であっても、次の各号の要件を満たした場合には、指導者資格を復活することができる。その場合の指導者資格の有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（3月31日）までとする。

- ①有効期間満了日から1年以内に登録手続きおよび登録料納付を行うこと。
- ②更新の際に必要なリフレッシュポイントを獲得していなかった場合は、必要なリフレッシュポイントを獲得すること。

7. 指導者資格の再認定

1) 「5. 指導者資格の失効」に該当し、指導者資格が取り消された場合であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、指導者資格の再認定を受けることができる。その場合の指導者資格の有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（3月31日）までとする。

- ①有効期間満了日を過ぎて1年以上3年以内の者であること。
- ②更新に必要なリフレッシュポイントを獲得していること。
- ③有効期間満了日を迎えた後も、スポーツ指導者として積極的に活動し、今後バルシューレの普及・振興に貢献できる者であること。
- ④バルシューレジャパンの理事会において、その指導者が特に必要と認められること。

2) 指導者資格の再認定について、次の条件に該当する者は指導者資格の再認定は認めない。

- ①過去に再認定申請を行ったことがある者。
- ②バルシューレジャパンより登録抹消の懲罰が科された者。

3) 有効期間満了日を過ぎて3年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。

- ①長期にわたり海外に滞在していた場合。

- ②長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合。
- ③介護、出産などの理由により、所定の期間に登録を更新することができなかった場合。
- ④その他バルシューレジヤパンが特に認めた場合。

4) ライセンス再認定の際には、審査料として5,000円（消費税込み）を徴収する。

付則

1. 本細則の適用

本細則は、2021年4月1日以降の新規資格取得者および資格更新者に適用されるものとする。

- 2. この要項は、2021年5月31日から改定する。
- 3. この要項は、2022年2月15日から改定する。